

「中国人民銀行による域外機関人民元銀行決済口座の開設と利用に関わる問題についての通知」の公布

トランザクションバンキング部
中国調査室

2012年7月26日、中国人民銀行は、「中国人民銀行による域外機関人民元銀行決済口座¹の開設と利用に関わる問題についての通知」（銀発[2012]183号 以下、「通知」と略）を公布、同日に施行しました。本「通知」は「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」（銀発[2010]249号）の実施細則と位置づけられるもので、**NRA**人民元口座の種類、開設、使用（収入範囲と支出範囲を含む）及び一部特別な場合のオペレーション関連事項が更に明確化、詳細化されました。

人民元国際化推進の関連政策の一環として、2010年9月に中国人民銀行は「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」（銀発[2010]249号 以下「銀発249号」と略）を公布しました。「銀発249号」は域外機関によるクロスボーダー人民元業務の利便性を図るため、域外機関による**NRA**人民元口座の開設²を認めており、**NRA**人民元口座の適用範囲や監督管理部門、開設申請、使用、閉鎖等に関する原則的事項を定めています。また、**NRA**人民元口座の現金業務への使用を禁止しているほか、「別途明確な規定がある場合を除き、口座内の資金を外貨転することができない」等、口座内の人民元資金の外貨転についても制限が付けられていますが、**NRA**人民元口座の分類（基本預金口座か一般預金口座か）や使用範囲、口座管理等において、不明確の点が残っていました。このたび公布された「通知」では、「銀発249号」に明確されていなかった事項が明確化されたほか、関連手続を履行した上との前提で、**NRA**人民元口座内の資金を外貨転・対外送金することが認められており、口座内の人民元資金の外貨への両替に関する制約が緩和されています。

以下、「通知」の主要な内容について、紹介させていただきます。

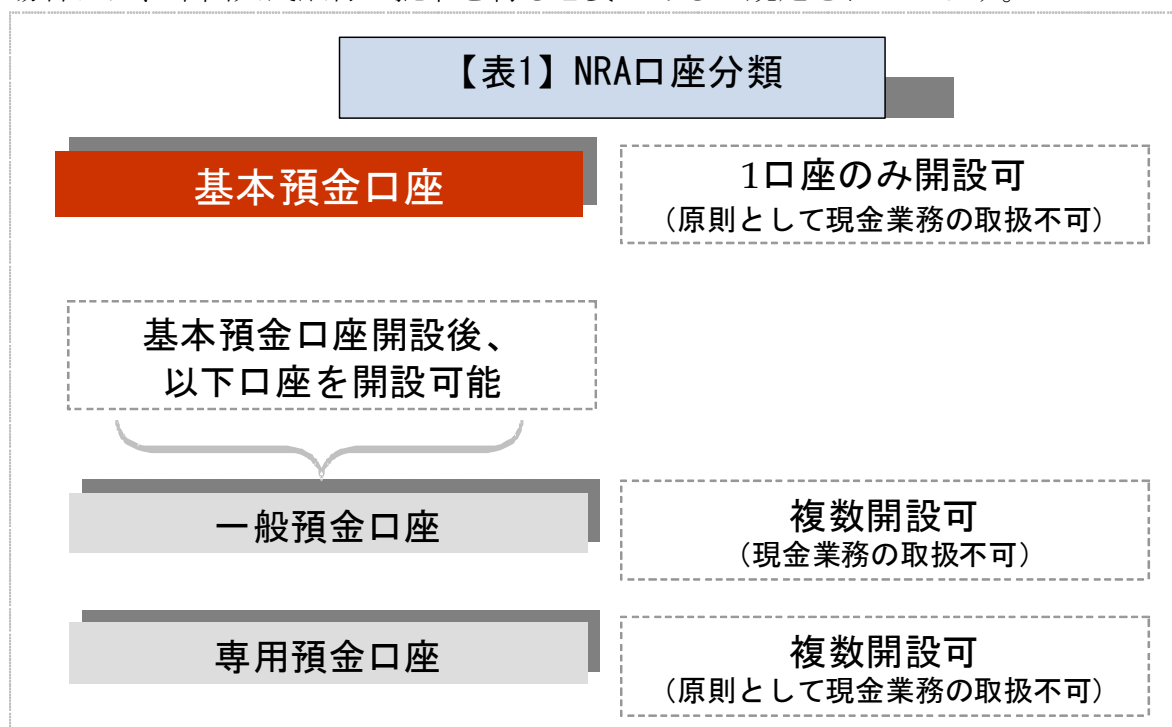
¹ 以下、域外機関人民元銀行決済口座は「**NRA**人民元口座」と略。

² 以下は、「銀発 249 号」適用対象外とされている。①域外中央銀行（通貨当局）が域内銀行業金融機関に開設する決済口座。②域外商業銀行が人民元のクリアリング又は決済のサービスを提供するために、域内銀行業金融機関に開設するノストロ口座。③適格域外機関投資者（QFII）が域内で証券投資に従事するため開設する人民元特別口座；④域外機関が域内インターバンク市場へ投資するために開設する人民元特別口座。

◆NRA人民元口座の分類

「通知」では、NRA人民元口座を基本預金口座、一般預金口座、および専用預金口座に区分した上で、基本預金口座は一口座のみ、一般預金口座、および専用預金口座は複数開設できるとし、域外機関は、まず基本預金口座を一口座開設することが要求されています。その後、自社のクロスボーダー人民元決済業務の需要に応じて、一般預金口座または専用預金口座をそれぞれ開設することが可能となります。

基本預金口座、一般預金口座、および専用預金口座は、原則としていずれも現金業務の取扱が禁止されていますが、基本預金口座と専用預金口座において、現金業務の需要が確かにある場合には、中国人民銀行の批准を得る必要があると規定されています。



「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室作成

また、上記のNRA人民元口座に加え、域外機関が域内において臨時的な経営活動に従事する場合には、臨時預金口座の開設が認められています。「通知」によれば、すでに開設済みの臨時預金口座については継続利用が認められています。その他の人民元銀行決済口座の開設が必要となる場合には、開設済みの口座を閉鎖し、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機関人民元銀行決済管理弁法」及び本「通知」等関連規定に基づき、基本預金口座、一般預金口座、および専用預金口座を開設しなければならない、と規定しています。

◆NRA人民元口座の開設

① NRA人民元口座の開設申請プロセスと必要資料

「通知」では、域外機関がNRA人民元口座の開設を申請する際に、以下の資料³を銀行に提出することが要求されています。

【表2】 NRA人民元口座開設申請際に銀行宛に提出資料

項目
口座開設申請書
当該機関が域外で法律に基づき設立された証明書類
域内で関連活動を行うことに関する法規制度もしくは政府主管部門の批准書類など
法定代表者または単位責任者が直接手続きを行う場合は、相応する証明書類以外に法定代表者もしくは責任者の本人確認資料
他人に手続きを委託する場合、相応書類以外に法定代表者もしくは単位責任者の本人確認資料および授權書、授權者の本人確認資料

「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室作成

銀行は域外機関から提出された資料を審査した後、NRA人民元口座開設の合法性審査に係わる書面を発行します。域外機関が基本預金口座の開設を申請する場合には、銀行経由で、合法性審査の書面、口座開設申請書、口座開設証明書類を中国人民銀行の現地分支機構に提出することが要求されています。

② NRA人民元口座の開設申請時の留意点

「通知」では、NRA人民元口座の開設を申請する際の口座開設証明書類や預金者名称、口座名称等の使用言語、口座開設申請書の記入事項等、オペレーション上の留意事項等について規定しています。

【表3】 NRA人民元口座申請時の留意事項

項目	詳細	
域外機関がNRA人民元口座を開設する際、法定代表者もしくは単位責任者の有効な本人確認資料を提出できない場合	会社定款で規定された銀行口座の署名権限者の有効な本人確認資料を提出し、同時に会社定款を提出すること。	
口座開設証明書類	域外での合法的に登記・設立をした証明書類、法定代表者もしくは単位責任者もしくは銀行口座署名権限者の有効な本人確認資料等口座開設証明書類は、原本であること。	
口座の預金者名称、口座名称、責任者名称	中国語と英語はいずれも可。(中国語の場合は、簡体中国語全名称で、英語の場合は、大文字で全名称。)	
口座開設申請書記入事項	預金者類別欄	域外機関
	電話欄	域外機関の域外連絡先の電話番号
	住所欄	域外機関の域外住所
	郵便番号	域外機関の域外住所の郵便番号
	地区コード欄	域外機関の登録地の国もしくは地域の名称の略称及び3桁の国・地域のコード
	口座番号欄	「NRA」+「アラビア数字口座」

「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室作成

³ 当該資料は「銀発249号」及び「通知」に基づき纏めたものです。実務上の具体的な必要な資料につきましては、お取扱銀行にご確認頂く必要がありますので、ご注意ください。

◆域外機関NRA人民元口座開設の特例⁴

不良債権譲受業務に従事する等、一部の域外投資者が特別なクロスボーダー人民元業務を行うために、NRA人民元口座の開設が必要となる場合には、「通知」、およびその他の関連規定に基づき、基本預金口座、一般預金口座、または専用預金口座を開設することが可能とされています。口座の使用について以下の通り規定されています。

【表4】域外機関人民元銀行決済口座開設の特例	
分類	口座開設と使用
不良債権譲渡の受取への従事	基本預金口座：人民元の日常振替に使用。 (口座収支範囲は一般域外機関基本預金口と一致。) 一般預金口座：貸付もしくはその他の決済に使用。 専用預金口座：関連規定に基づき、特定用途の資金に対して専項管理を行う。 (口座収支範囲は批准書類の規定に基づき厳格に執行)
国際開発機構の人民元債券発行	
適格域外機関の人民元貸付と通貨スワップ業務への取扱い	
国際開発機構の人民元債券発行	

「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室作成

◆開設済みNRA人民元口座の整理

「通知」では、2010年10月1日以前に、域外機関がクロスボーダー人民元決済試行業務のために開設したNRA人民元口座に対しては、1口座のみの開設の場合は当該口座を基本預金口座に、複数口座を開設している場合は、そのいずれかを基本預金口座とし、その他の口座をそれぞれ一般預金口座か、専用預金口座とすることを確認する必要があります。また、口座分類の確認後に、口座開設銀行経由で中国人民銀行の現地分支機構に関連資料を提出する必要があり、基本口座の場合には、中国人民銀行の現地分支機構の口座開設許可証の発行、一般預金口座や専用預金口座の場合には、人民銀行決済口座管理システム経由で届出することが要求されています。

【表5】2010年10月1日前に開設済み口座の整理・照合確認	
既存口座の確認手続	
域外機関が1つの銀行決済口座を開設した場合	口座開設銀行は域外銀行との間で書面で基本預金口座と確定すること。
域外機関が複数の銀行決済口座を開設した場合	1つの決済口座を基本預金口座として書面で確定し、それ以外の銀行決済口座を個々に一般預金口座、専用預金口座と確定すること。
口座確認後の関連手続き	
基本預金口座と確定された口座	口座開設銀行は書面確認書、補充が必要なその他の口座開設証明書類を中国人民銀行の現地分支機関に提出し、中国人民銀行の現地分支機関が基本預金口座開設の許可証を発行すること。
一般預金口座、専用預金口座と確認された口座	口座開設銀行は、域外機関に書面確認書、基本預金口座開設許可証および補充が必要な口座開設証明書類の提出を要求し、人民銀行決済口座管理システムでの中国人民銀行の現地分支機関へ届出ること。

「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室作成

⁴ 「通知」には、域外中央銀行(通貨当局)による通貨スワップ業務や、域外銀行によるクリアリング・決済業務、適格域外機関投資者による証券投資、域外機関によるインターバンク債券市場への投資、ロシア金融機関による人民元建て売買業務等の取扱い等に係わるNRA人民元口座開設についての記載もありますが、ここでは省略させていただきます。

2010年10月1日以後に開設した既存のNRA人民元口座の整理・照合確認関連手続は、下表の通りです。

【表6】2010年10月1日以後に開設済み口座の整理・照合確認	
既存口座の関連情報の補充・規範化	
既存口座	遅滞なく銀行決済口座に係わる変更手続を行うこと。
域外機関は口座属性を変更する場合	既存の銀行決済口座を閉鎖した後、再度銀行決済口座の開設手続を行うこと。

「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室作成

◆NRA人民元口座の使用

「通知」では、NRA人民元口座の収入範囲と支出範囲について、以下の通り明記しています。

【表7】NRA人民元口座の収入範囲と支出範囲	
収入範囲	支出範囲
(1) クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、収益及び経常移転など経常項目の人民元決済収入	(1) クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、収益及び経常移転など経常項目の域内人民元決済支出
(2) 政策により明確に定められた、或いは批准された資本項目の人民元収入。	(2) 政策により明確に定められた、或いは批准された資本項目の人民元支出。
(3) クロスボーダー貿易人民元融資。	(3) クロスボーダー貿易人民元融資の元金の返済。
(4) 口座から生じた利息。	(4) 銀行費用の支出。
(5) 同名或いはその他の域外機関域内人民元銀行決済口座から取得した収入。	(5) 中国人民銀行が規定するその他の支出。
(6) 中国人民銀行が規定するその他の収入。	

「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室作成

NRA人民元口座からの域外への振替、およびNRA人民元口座間の決済は、特別な規定がある場合を除き、直接銀行で取扱うことができると規定されています。また、関連手続の完了後、NRA人民元口座内の資金を外貨転して対外送金することが認められたことから、NRA人民元口座の資金は、人民元での対外送金、或いは外貨に両替した上での対外送金のいずれを選択できるようになりました。

なお、「通知」の公布・実施により、これまで一部不明確であったNRA人民元口座に係わる関連手続が明確化されましたが、地域によって、具体的な取扱いや解釈が異なる可能性がありますので、ご注意ください。

以上

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">中国人民银行关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知 (银发[2012]183号)</p> <p>中国人民银行上海总部、各分行、营业管理部、各省会(首府)城市中心支行, 副省级城市中心支行; 国家开发银行、各政策性银行, 各国有商业银行、股份制商业银行, 中国邮政储蓄银行:</p> <p>为加强境外机构人民币银行结算账户管理, 规范境外机构人民币银行结算账户开立和使用, 促进贸易投资便利化根据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令(2003)第5号发布)、《跨境贸易人民币结算试点管理办法》(中国人民银行财政部商务部海关总署国家税务总局中国银行业监督管理委员会公告(2009)第10号发布)、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》(银发(2010)249号文印发)等相关规定, 现就有关事项通知如下:</p> <p>一、关于境外机构人民币银行结算账户开立</p> <p>(一) 境外机构在境内只能开立一个基本存款账户。境外机构开立基本存款账户后, 可以按照《人民币银行结算账户管理办法》和《人民币银行结算账户管理办法实施细则》(银发(2005)16号)等银行账户管理制度, 根据办理跨境人民币业务的需要开立一般存款账户和专用存款账户。</p> <p>(二) 境内银行业金融机构(以下简称银行)应当采取措施对境外机构在境外合法注册成立的证明文件、在境内开展相关活动所依据的法规制度或者政府主管部门的批准文件等开户证明文件进行审核, 确保开户证明文件的真实性、</p>	<p style="text-align: center;">中国人民銀行による域外機関の人民元銀行決済口座の開設と利用に関わる問題についての通知 (銀発[2012]183号)</p> <p>中国人民銀行上海本部、各分行、営業管理部、各省都(区都)都市中心支行、副省級都市中心支行、国家開発銀行、各政策性銀行、各国有商業銀行、股份制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行:</p> <p>域外機関人民元銀行決済口座の管理を強化し、域外機関人民元銀行決済口座の開設と使用を規範化し、貿易投資の利便化を促進するため、「人民元銀行決済口座管理弁法」(中国人民銀行令「2003」第5号)、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告「2009」第10号)、「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」(銀発「2010」249号)等関連規定に基づき、ここに関連事項について以下の通り通知する:</p> <p>一、域外機関人民元銀行決済口座の開設</p> <p>(一) 域外機関は域内で基本預金口座を1口座のみ開設することができる。域外機関は基本預金口座開設後、「人民元銀行決済口座管理弁法」及び「人民元銀行決済口座管理弁法実施細則」(銀発「2005」16号文)等の銀行口座管理制度に基づき、クロスボーダー人民元業務の需要に応じて、一般預金口座及び専用預金口座を開設することができる。</p> <p>(二) 域内銀行業金融機関(以下、銀行と略)は、域外機関が域外で合法的に登記・設立した証明書類や、域内で関連活動を展開する依拠となる法規制度、もしくは政府主管部門の批准書類等口座開設証明書類に対して審査し、口座開設証明書の真</p>

合规性和完整性，并据此出具境外机构在境内开立人民币银行结算账户的合法性审核书面声明并加盖签章（见附件1）境外机构申请开立基本存款账户的，银行应当将合法性审核书面声明与境外机构的开户申请书、开户证明文件一并送中国人民银行当地分支机构审核。

银行可以通过其境外分支机构等其他机构采取合法、可靠的措施，协助审查境外机构身份及其开户证明文件的真实性、合法性。

（三）境外机构开立人民币银行结算账户时不能出具法定代表人或者单位负责人的有效身份证件的，可以出具公司章程规定的账户有权签字人的有效身份证件，并同时出具公司章程。

（四）境外机构开立人民币银行结算账户时出具的其在境外合法注册成立的证明文件、法定代表人或者单位负责人或者账户有权签字人（以下统称负责人）的有效身份证件等开户证明文件应当为原件。如开户证明文件为非中文的，应当翻译为对应的中文，并在翻译件上加盖单位公章或者财务专用章或者账户有权签字人的签章。银行应当对翻译件与原件核对一致。

（五）境外机构人民币银行结算账户的存款人名称、账户名称、负责人的名称可为中文或者英文。境外机构在境外合法注册成立的证明文件、负责人有效身份证件上记载有中文名称的，应当采用中文；记载非中文或者非英文名称的，应当使用翻译后的中文。采用中文的，应当为简体中文全称；采用英文的，应当为英文大写

実性、コンプライアンス性及び完備性を確保し、且つそれに基づき域外機関の人民元銀行決済口座開設の合法性審査の書面声明を発行し、署名捺印しなければならない（添付1参照）。域外機関が基本預金口座開設を申請する場合、銀行は合法性審査の書面声明及び域外機関の口座開設申請書、口座開設証明書類を中国人民銀行の現地分支機構へ送付しなければならない。

銀行はその域外分支機構もしくはその他機関を通じて、合法で信頼性のある措置により、域外機関の身分及び口座開設証明書類の真実性、合法性の審査に協力してもらうことができる。

（三）域外機関が人民元銀行決済口座を開設する際に、法定代表人もしくは単位責任者の有効な本人確認資料を提出できない場合、会社定款で規定された口座署名権限者の有効な本人確認資料を提出することができる。この際、同時に会社定款を提出する。

（四）域外機関が人民元銀行決済口座を開設する際に提出する域外での合法的に登記・成立した証明書類、法定代表者もしくは単位責任者もしくは口座署名権限者（以下は責任者と総称）の有効な本人確認資料等口座開設証明は、原本でなければならない。その書類が非中国語の場合は、対応する中国語に翻訳し、その単位の印鑑もしくは財務専用印鑑もしくは口座署名権限者の署名印鑑を捺印しなければならない。銀行は翻訳書類と原本の一致性を照合しなければならない。

（五）域外機関の人民元銀行決済口座の預金者名称、口座名称、責任者名称は中国語もしくは英語で記載することができる。域外機関が域外で合法的に登記・成立した証明書類、責任者の有効な身分証明書上に中国語の名称の記載がある場合は、中国語を使用し、非中国語もしくは非英語で記載する場合は、翻訳後の中国語を使用しなければな

<p>字母全称。</p> <p>(六) 境外机构申请开立银行结算账户应当填写“开立单位银行结算账户申请书”。其中，“存款人类别”填写“境外机构”，“电话”填写境外机构的境外联系电话，“地址”填写境外机构在境外的联系地址，“邮政编码”填写境外机构的境外联系地址的邮政编码，“地区代码”填写境外机构注册地的国家或者地区名称简称和3位国家或者地区代码（见附件2《世界各国和地区名称及代码》），“账号”填写“NRA”+阿拉伯数字账号。境外机构有国家外汇管理局核发的特殊机构代码的，应当将特殊机构代码作为组织机构代码进行填写。境外机构在境内有联系方式的，应当在备注栏或者空白处填写境内的联系电话、地址、邮政编码。</p> <p>境外机构无单位公章或者财务专用章，银行预留签章为账户有权签字人签章的，应当在开户申请书三联上分别签署账户有权签字人的签章。</p> <p>(七) 境外机构开立的人民币银行结算账户信息录入人民币银行结算账户管理系统时，“存款人类别”录入“境外机构”，“电话”录入境外机构的境外联系电话（格式为国际区号+地区号+电话号码），“地址”录入境外机构的境外联系地址，“邮政编码”统一录入“000000”，“地区代码”统一录入“上海市（2900）”，“组织机构代码”录入国家外汇管理局核发的特殊机构代码，“备注”最前面录入“NRA”+3位国家或者地区代码，并以中文分号“；”分隔后录入境外机构真实的境外邮</p>	<p>らない。中国語を使用する場合は、簡体中国語全名称で、英語の場合は、大文字の全名称でなければならない。</p> <p>(六) 域外機関の銀行決済口座申請は「単位銀行決済口座開設申請書」を記入しなければならない。うち、「預金者類別」欄には「域外機関」、「電話」欄には域外機関の域外連絡先電話番号、「住所」欄には域外機関の域外住所、「郵便番号」欄には域外機関の域外連絡住所の郵便番号、「地区コード」欄には域外機関の登録国もしくは地域の名称の略称及び3桁の国・地域のコード（添付ファイル2『世界各国・地域の名称及びコード』参考）、「口座番号」欄には「NRA」+「アラビア数字口座」を記入する。域外機関が、国家外貨管理局が発行した特別機関コードを有する場合は、その特別機関コードを組織機関コードとして記入しなければならない。域外機関が域内の連絡先を有する場合、脚注欄もしくは空白欄には域内の連絡先電話番号、住所、郵便番号を記入しなければならない。</p> <p>域外機関が単位印鑑もしくは財務専用印鑑を持たず、銀行への印鑑届が口座署名権限者の署名捺印の場合、「口座開設申請書」の3部にそれぞれ銀行口座署名権限者が署名捺印しなければならない。</p> <p>(七) 域外機関が開設した人民元銀行決済口座の開設情報を人民元銀行決済口座管理システムに登録する場合、「預金者類別」欄には「域外機関」と記入し、「電話」欄には域外機関の域外連絡先電話番号（記入様式は国際クリア番号+地域番号+電話番号）を、「住所」欄には域外機関の域外の連絡先住所、「郵便番号」には「000000」を、「地区コード」欄には統一して「上海市（2900）」を、「組織機関コード」欄には国家外貨管理局発行の特別機関コードを、「脚注」欄には冒頭に「NRA」と記入の上「3桁の国名・地域コード」</p>
---	---

政编码。如境外机构在境内有联系方式的，还应当备注中填写境内联系地址、电话及邮政编码等。境外机构的存款人名称等信息不能完整录入的，应当在备注中加以说明。

(八) 境外机构办理开立、变更、撤销银行结算账户，申请补（换）发开户许可证等业务时，可由负责人直接办理，也可授权他人办理。由负责人直接办理的，应当出具负责人的有效身份证件；授权他人办理的，应当出具负责人的有效身份证件及其出具的授权书，以及被授权人的有效身份证件。

(九) 境外机构在境内有联系地址的，应当在境内联系地址和境外联系地址中确定一个为主要联系方式，方便银行开展对账等业务。境内联系地址或者境外联系地址发生变更的，境外机构应当在5个工作日内向银行提出变更申请。

(十) 境外机构开立的基本存款账户、一般存款账户、专用存款账户不得用于办理现金业务。基本存款账户和专用存款账户确有办理现金业务需要的，需经中国人民银行批准。

二、关于境外机构开立人民币银行结算账户的特殊情形

(一) 关于特殊境外机构投资者。
境外中央银行（货币当局）开展货币互换、境外银行提供清算或者结算服务、合格境外机构投资者从事证券投资、境外机构投资银行间债券市场、俄罗斯金融机构开办人民币购售业务，

を記入し、中国語のコロン「;」で区分した後、域外機関の真実の域外郵便番号を入力する。域外機関が域内で連絡先情報を有する場合は、脚注欄には域内の連絡先住所、電話番号及び郵便番号等を記入する。域外機関の預金者名称等の情報が完全に記入できない場合、「脚注」欄に説明を加えなければならない。

(八) 域外機関が銀行決済口座の開設・変更・閉鎖及び口座開設許可書の再発行（交換）を申請する場合は、責任者が直接手続を行うことができ、他人に授権し手続を行うこともできる。責任者が直接手続を行う場合、責任者の有効な本人確認資料を提示しなければならない。他人に授権し手続を行う場合は、責任者の有効な本人確認資料及びその責任者が発行した授権書及び被授権者の有効な本人確認資料を提示しなければならない。

(九) 域外機関が域内連絡先を有する場合、銀行による照合業務の利便性のため、域内連絡先と域外連絡先のいずれかを主要連絡先と確定しなければならない。域内連絡先もしくは域外連絡先に変更が生じた場合、域外機関は5営業日以内に銀行に変更申請を提出しなければならない。

(十) 域外機関が開設した基本預金口座、一般預金口座及び専用預金口座は、現金業務に使用することはできない。基本預金口座及び専用預金口座において現金業務の需要が確かにある場合、中国人民銀行の批准を取得しなければならない。

二、域外機関人民元銀行決済口座開設の特例

(一) 特別域外機関投資者について
域外中央銀行（通貨当局）による通貨スワップ業務、域外銀行が提供するクリアリング業務もしくは決済サービス、適格域外機関投資者が従事する証券投資、域外機関によるインターバンク債券市

需要开立人民币银行结算账户的，仍按照《中国人民银行办公厅关于有关货币当局在境内银行业金融机构开立人民币银行结算账户有关事项的通知》（银办发〔2010〕101号）、《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》（银发〔2009〕212号文印发）、《人民币银行结算账户管理办法》、《中国人民银行关于境外人民币清算行等三类机构运用人民币投资银行间债券市场试点有关事宜的通知》（银发〔2010〕217号）、《中国人民银行关于俄罗斯莫斯科银行间货币交易所人民币对卢布交易人民币清算有关问题的通知》（银发〔2011〕222号）等规定执行。

上述机构依据相关法律、行政法规、部门规章或者政府主管部门的批准文件从事人民币业务，还需要开立其他人民币银行结算账户的，可撤销原已开立的专用存款账户，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币基本存款账户和专用存款账户。其中，基本存款账户用于日常人民币转账结算，开户证明文件为法律、行政法规、部门规章或者政府主管部门的批准文件，账户收支范围与普通境外机构基本存款账户的收支范围一致；专用存款账户用于按照相关制度的要求对特定用途资金进行专项管理，开户依据为中国人民银行、国家外汇管理局或者其他政府主管部门的批准文件，账户收支范围按照批准文件的规定严格执行。

上述机构不得开立一般存款账户、临时存款账户，中国人民银行另有规定的除外。

場への投資、ロシア金融機関による人民元売買業務等を取扱うため、人民元銀行決済口座を開設する必要がある場合、引続き「中国人民銀行弁公庁による通貨当局の域内銀行業金融機関での人民元銀行決済口座開設に関する通知」（銀弁発〔2010〕101号）、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」（銀發「2009」212号）、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「中国人民銀行による域外人民元クリアリング行等3機構のインターバンク債券市場への投資による人民元運用の試行に係る関連事項の通知」（銀發〔2010〕217号）、「中国人民銀行によるロシアモスクワのインターバンク通貨取引所での人民元対ルーブルの人民元クリアリング取引に関する関連問題の通知」（銀發〔2011〕222号）等の規定に基づき執行する。

上述機関が、関連する法律・行政法規・部門規則もしくは政府主管部门の批准書類に基づき、人民元業務に従事し、その他の人民元銀行決済口座を開設する必要がある場合には、既に開設済みの専用預金口座を閉鎖し、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」及び本通知等の関連規定に基づき、域外機関の人民元基本預金口座および専用預金口座を開設することができる。うち、基本預金口座は日常の人民元の振替決済に使用し、開設証明書類は法律・行政法規・部門規則もしくは政府主管部门の批准書類であり、口座收支範囲は通常の域外機関の基本預金口座の收支範囲と一致する；専用預金口座は関連制度の要求に基づき、特定用途の資金に対して専門管理を行い、口座開設は中国人民銀行、国家外貨管理局もしくはその他政府主管部门の批准書類に依拠し、口座の收支範囲は批准文書の規定に基づき、厳格に執行する。

中国人民銀行による別途規定がある場合を除き、上述の機関は一般預金口座及び臨時預金口座を開設してはならない。

(二) 关于其他境外机构投资者。境外投资者因经营受让不良债权、国际开发机构发行人民币债券、合格境外机构办理人民币贷款业务和货币互换业务、A股上市公司外资股东减持股份及分红，需要开立人民币银行结算账户的，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币基本存款账户、一般存款账户、专用存款账户。

基本存款账户用于人民币日常转账结算，开户证明文件为法律、行政法规、部门规章或者政府主管部门的批准文件，账户收支范围与普通境外机构基本存款账户的收支范围一致。

一般存款账户用于贷款或者其他结算需要，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定进行管理。

专用存款账户用于按照《中国人民银行关于境外投资者因经营受让不良债权开立人民币银行结算账户有关问题的通知》(银发〔2005〕116号)、《中国人民银行关于国际开发机构发行人民币债券开立人民币银行结算账户等事宜的批复》(银复〔2005〕97号)、《中国人民银行关于政策性银行为合格境外机构办理人民币贷款业务和货币互换业务有关问题的通知》(银发〔2007〕81号)、《中国人民银行办公厅关于A股上市公司外资股东减持股份及分红所涉及账户开立与外汇管理有关问题的通知》(银办发〔2009〕178号)等相关规定对特定用途资金进行专项管理，开户依据为法律、行政法规、部门规章、中国人民银行或者其他政府主管部门的批准文件，账户收支范围按照批准文件的规定严格执行。其中，A股上市公司外资股东因减持股份及分红而开立的专用存款账户，应当在

(二) その他の域外機関投資者について。域外投資者の域内不良債権の譲受、国際開発機関の人民元債券発行、適格域外機関の人民元貸付と通貨スワップ業務の取扱い、A株上場企業の外資株主の株式売却、配当実施において、人民元銀行決済口座の開設が必要となる場合、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」及び本通知等関連規定に基づき、域外機関人民元基本預金口座・一般預金口座・専用預金口座を開設する。

基本預金口座は人民元の日常振替決済に使用し、開設証明書類は法律・行政法規・部門規定もしくは政府主管部門の批准書類とし、口座収支範囲は通常域外機関の基本預金口座の収支と一致する。

一般預金口座は貸付もしくはその他の決済需要に使用し、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」及び本通知等関連規定に基づき管理を行う。

専用預金口座は「中国人民銀行：域外投資者の不良債権譲受のための人民元銀行決済口座開設に係わる関連問題の通知」(銀發〔2005〕116号)、「中国人民銀行：国際開発機関による人民元債券を発行するための人民元銀行決済口座開設等事項に対する回答」(銀復〔2005〕97号)、「中国人民銀行：政策性銀行による適格域外機関のための人民元貸付・通貨スワップ業務に関する問題の通知」(銀發〔2007〕81号)、「中国人民銀行弁公庁のA株上場企業の外資株主による株式売却及び配当に係わる口座開設と外貨管理関連問題の通知」(銀弁發〔2009〕178号)等関連規定に基づき、特定の資金用途に対して専門管理を行い、法律・行政法規・部門規則・中国人民銀行もしくはその他の政府主管部門の批准書類に基づき口座を開設し、口座収支範囲は批准書類の規定に基づき厳格に執行する。うち、A株上場企業の外資株

上市公司注册地开立。

境外机构已按照《中国人民银行关于境外投资者因经营受让不良债权开立人民币银行结算账户有关问题的通知》等规定开立专用存款账户或者临时存款账户的，如目前无开立其他银行结算账户需要，可继续使用该账户，无需做销户处理；如需开立其他银行结算账户，可撤销原已开立的银行结算账户，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币基本存款账户、一般存款账户和专用存款账户。

（三）关于境外边贸企业。

周边国家从事边境贸易的企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币银行结算账户，账户收支范围按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》和本通知的规定执行。原《中国人民银行办公厅关于境外边贸企业和个人开立人民币银行结算账户有关问题的批复》（银办函〔2008〕26号）关于境外边贸企业开立人民币特殊专用存款账户的规定不再适用。

境外边贸企业已按照《中国人民银行办公厅关于境外边贸企业和个人开立人民币银行结算账户有关问题的批复》开立专用存款账户的，如目前无开立其他银行结算账户需要，可继续使用该账户，无需做销户处理；如需开立其他银行结算账户，可撤销原已开立的银行结算账户，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币基本存款账

主による株式売却及び配当のための専用預金口座の開設は、上場企業の登記地で開設しなければならない。

域外機関が、「中国人民銀行：域外投資者の不良債権譲受のための人民元銀行決済口座開設関連問題の通知」等の規定に基づき専用預金口座もしくは臨時預金口座を開設している場合、足許その他の銀行決済口座の開設が必要でない場合、当該口座を継続使用でき、口座を閉鎖する必要はない。その他の銀行決済口座を開設することが必要な場合、元の開設済みの決済口座を閉鎖し、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機関人民元銀行決済管理弁法」及び本通知等関連規定に基づき、域外機関人民元基本預金口座、一般預金口座および専用預金口座を開設することができる。

（三）域外边境貿易企業について

边境貿易に従事する周辺国家の企業は、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機関の人民元銀行決済口座管理弁法」及び本通知等関連規定に基づき、域外機関人民元銀行決済口座を開設しなければならず、口座の収支範囲は「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」と本通知に基づき執行する。従来の「中国人民銀行弁公庁域外边境貿易企業と個人の人民元銀行決済口座開設に関する問題の回答」（銀弁函〔2008〕26号）の域外边境貿易企業に係わる人民元特別専門預金口座開設の関連規定は今後適用しない。

域外边境貿易企業が「中国人民銀行弁公庁域外边境貿易企業と個人の人民元銀行決済口座開設に関する問題の回答」に基づき、専用預金口座を開設した場合で、足許その他の銀行決済口座開設を必要としない場合、該当口座を継続使用でき、口座を閉鎖する必要はない。その他の銀行決済口座開設が必要となる場合、元の開設済みの決済口座を閉鎖し、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機関人民元銀行決済管理弁法」及び本通知等関

<p>戸、一般存款账户和专用存款账户。</p> <p>三、关于清理核实已开立的境外机构人民币银行结算账户</p> <p>(一) 对于 2010 年 10 月 1 日《境外机构人民币银行结算账户管理办法》实施前，境外机构因开展跨境贸易人民币结算试点业务开立的人民币银行结算账户，应当按照《人民币银行结算账户管理办法》、《人民币银行结算账户管理办法实施细则》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知的有关规定进行清理核实，纳入人民币银行结算账户管理系统统一管理：</p> <p>1. 境外机构开立一个银行结算账户的，开户银行应当与境外机构以书面方式确认为基本存款账户。开户银行应当将书面确认函、需补充的开户证明文件报送中国人民银行当地分支机构，由中国人民银行当地分支机构核发基本存款账户开户许可证。</p> <p>2. 境外机构开立多个银行结算账户的，开户银行应当与境外机构以书面方式确认其中一个银行结算账户为基本存款账户，其他银行结算账户逐一确认为一般存款账户、专用存款账户。</p> <p>确认为基本存款账户的，开户银行应当将书面确认函、需补充的开户证明文件报送中国人民银行当地分支机构，由中国人民银行当地分支机构核发基本存款账户开户许可证。</p>	<p>連規定に基づき、域外機関人民元基本預金口座、一般預金口座と専用預金口座を開設できる。</p> <p>三、開設済みの域外機関人民元銀行決済口座の整理・照合確認</p> <p>(一) 2010 年 10 月 1 日の「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」実施前に、域外機関がクロスボーダー貿易人民元決済試行業務実施のために開設した人民元銀行決済口座に対しては、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「人民元銀行決済口座管理弁法実施細則」、「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」及び本通知の関連規定に基づいて整理・照合確認を行い、人民元銀行決済口座管理システムに統一して管理に組み込まなければならない。</p> <p>1、域外機関が 1 つの銀行決済口座を開設した場合、口座開設銀行は域外機関との間で書面により基本預金口座であることを確認しなければならない。口座開設銀行は書面確認書、その他の補充が必要な開設証明書類を中国人民銀行現地分支機構に提出しなければならない。中国人民銀行の現地分支機構は審査確認後、基本預金口座開設許可証を発行する。</p> <p>2、域外機関が複数の銀行決済口座を開設した場合、口座開設銀行は、域外機関との間で書面により、そのうち 1 つの銀行決済口座を基本預金口座とし、それ以外の銀行決済口座を個々に一般預金口座、専用預金口座とすることを書面で確認しなければならない。</p> <p>基本預金口座と確認された口座に対し、口座開設銀行は書面確認書、補充が必要なその他の口座開設証明書類を中国人民銀行の現地分支機構に提出しなければならない。中国人民銀行の現地分支機構は基本預金口座開設の許可証を発行する。</p>
---	--

确认为一般存款账户、专用存款账户的，开户银行应当联系境外机构出具书面确认函、基本存款账户开户许可证及需补充的开户证明文件，并通过人民币银行结算账户管理系统向中国人民银行当地分支机构备案。

(二) 对于2010年10月1日后，境外机构按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》开立的人民币银行结算账户，应当按照本通知要求补充、规范有关账户信息，开户银行应当与境外机构进行核实确认，及时办理有关银行结算账户变更手续。

境外机构变更账户性质的，应当先撤销银行结算账户，再重新办理银行结算账户开立手续。

(三) 自本通知下发之日起3个月内，对于符合开户条件的银行结算账户，银行应当及时联系境外机构办理上述确认及变更手续。未在规定的期限内办理的，银行应当加强与境外机构的联系，并在境外机构第一次办理业务时，要求其首先补办确认及变更手续。对于不符合开户条件的银行结算账户，银行应当通知境外机构办理销户手续，如境外机构自发出通知之日起30日内未办理销户手续，逾期视同自愿销户，未划转款项列入久悬未取专户管理。

四、关于境外机构人民币银行结算账户的使用

(一) 境内银行应当根据有关人民币跨境业务管理相关规定对境外机构人民币银行结算账户资金收付的真实性和合法性进行严格审查。

一般預金口座、専用預金口座と確認された口座について、口座開設銀行は、域外機関に書面確認書、基本預金口座開設許可証及び補充が必要な口座開設証明書類の提出を連絡することと共に、人民銀行決済口座管理システムで現地の中国人民銀行分支機構へ届出なければならない。

(二) 2010年10月1日以降に、域外機関が「域外機関人民元銀行決済口座管理弁法」に基づき開設した人民元決済口座に対しては、本通知の要求に基づき関連口座情報を補充・規範化しなければならない。口座開設銀行は、域外機関との間で照合・確認し、遅滞なく銀行決済口座に係わる変更手続を行わなければならない。

域外機関は口座属性を変更する場合、既存の銀行決済口座を閉鎖した後、再度銀行決済口座の開設手続を行わなければならない。

(三) 本通知の公布日より3ヶ月以内に、口座開設条件に合致する銀行決済口座に対し、銀行は遅滞なく域外機関に連絡し、上記の確認・変更手続を行わなければならない。規定された期間内に手続が行われない場合、銀行は域外機関との連絡を強化すると同時に、域外機関が初回の銀行業務を行う際に、まず確認・変更手続の補充を要求しなければならない。口座開設条件に合致しない銀行決済口座に対し、銀行は当該域外機関に口座閉鎖手続を通知し、域外機関が通知日より30日以内に口座閉鎖手続を行われず期限を超えた場合は、当該口座は、口座閉鎖の意思があるものと見なし、口座の資金は長期未使用専用預金口座に組み込む。

四、域外機関人民元銀行決済口座の使用

(一) 域内銀行は、クロスボーダー人民元業務管理に係わる関連規定に基づき、域外機関人民元銀行決済口座の資金収支の真実性及び合法性について厳格に審査をしなければならない。

<p>(二) 境外机构人民币银行结算账户收入及支出范围。</p> <p>1. 收入范围:</p> <p>(1) 跨境货物贸易、服务贸易、收益及经常转移等经常项目人民币结算收入;</p> <p>(2) 政策明确允许或经批准的资本项目人民币收入;</p> <p>(3) 跨境贸易人民币融资款项;</p> <p>(4) 账户孳生的利息;</p> <p>(5) 从同名或其他境外机构境内人民币银行结算账户获得的收入;</p> <p>(6) 中国人民银行规定的其他收入。</p> <p>2. 支出范围:</p> <p>(1) 跨境货物贸易、服务贸易、收益及经常转移等经常项目的境内人民币结算支出;</p> <p>(2) 政策明确允许或经批准的资本项目人民币支出;</p> <p>(3) 跨境贸易人民币融资利息及融资款项的归还;</p> <p>(4) 银行费用支出;</p> <p>(5) 中国人民银行规定的其他支出项目。</p> <p>(三) 境外机构人民币银行结算账户向境外的划转, 以及境外机构人民币银行结算账户之间的划转, 银行可以根据境外机构的指令直接办理, 另有规定的除外。</p> <p>(四) 履行相应手续后, 境外机构人民币银行结算账户内的资金可购汇汇出。</p> <p>(五) 境内机构与境外机构人民币银行结算账户之间的资金收支, 按照跨境交易进行管理,</p>	<p>(二) 域外機関人民元銀行決済口座の収入及び支出範囲。</p> <p>1、収入範囲</p> <p>(1) クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、収益及び經常移転等經常項目の人民元決済収入。</p> <p>(2) 政策により明確に認められている、もしくは批准された資本項目の人民元収入。</p> <p>(3) クロスボーダー貿易人民元融資。</p> <p>(4) 口座から生じた利息。</p> <p>(5) 同名もしくはその他の域外機関の域内人民元銀行決済口座から取得した収入。</p> <p>(6) 中国人民銀行が規定するその他の収入。</p> <p>2、支出範囲</p> <p>(1) クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、収益及び經常移転等經常項目の域内人民元決済支出。</p> <p>(2) 政策により明確に認められている、もしくは批准された資本項目の人民元支出。</p> <p>(3) クロスボーダー貿易人民元融資元利の返済。</p> <p>(4) 銀行費用の支出。</p> <p>(5) 中国人民銀行が規定するその他の支出。</p> <p>(三) 域外機関人民元銀行決済口座から域外への振替及び、域外機関人民元銀行決済口座間の振替について、銀行はその他の規定がある場合を除き、域外機関の指図に基づき、直接取扱うことができる。</p> <p>(四) 相応する手続を履行した後、域外機関人民元銀行決済口座内の資金は外貨転・対外送金することができる。</p> <p>(五) 域内機関と域外機関人民元銀行決済口座間の資金収支は、クロスボーダー取引として管理さ</p>
---	---

境内收付款行应当按照人民币跨境交易管理的有关规定办理。

(六) 境内银行应当通过大额支付系统办理境外机构人民币银行结算账户和境内机构之间的跨境资金收支,并在汇款指令交易附言中注明款项的用途,在办理经常项下人民币资金划转时,暂使用大额支付系统汇兑支付报文(CMT100)中的“60—出口贸易结算”和“62—进口贸易结算”。在办理资本项下人民币资金划转时,暂使用大额支付系统汇兑支付报文(CMT100)中的“70—内地机构境外发行债券结算”和“71—内地机构境外发行债券兑付”。待第二代支付系统上线运行后,再按新的业务种类分类处理。

(七) 境外机构人民币银行结算账户为活期存款账户。境外机构可将人民币结算账户资金用作境内质押境内融资。

五、关于境外机构人民币银行结算账户管理等问题

(一) 银行应当在2013年底前完成境外机构人民币银行结算账户账号统一标注前缀“NRA”的行内业务系统调整工作。银行在完成NRA标注前,应当在境外机构的有关支付指令交易附言中注明“NRA PAYMENT”。

(二) 银行应当及时将外机构人民币银行结算账户的开销户信息、基本信息变更、余额信息及其涉及的与境外主体之间资金划转信息向人民币跨境收付信息管理系统报送。中国人民

银行,域内での入出金収支取扱銀行はクロスボーダー人民元取引管理の関連規定に基づき手続を行わなければならない。

(六) 域内銀行は、大口支払システム経由で、域外機関人民元銀行決済口座と域内機関との間のクロスボーダー資金収支を取扱わなければならない。且つ送金指図の取引備考欄には送金目的を明記しなければならない。經常項目下の人民元資金の振替の際には、暫定的に大口支払システム為替支払報告電文(CMT100)の中の「60-輸出貿易決済」と「62-輸入貿易決済」を使用しなければならない。資本項目下の人民元資金振替の際には、暫定的に大口支払システム為替支払報告電文(CMT100)の中の「70-内地機関域外発行債券決済」と「71-内地機関による域外発行債券引出」を使用する。第2世代の支払システムのリリース後、改めて新業務種類に基づき分類処理を行う。

(七) 域外機関の人民元銀行決済口座は普通預金口座とする。域外機関は、人民元決済口座内の資金を域内融資の域内担保に利用することができる。

五、域外機関の人民元銀行決済口座管理等に関する問題について

(一) 銀行は2013年末までに、域外機関人民元銀行決済口座番号の前に統一して「NRA」を付記するための行内業務システムの調整作業を完了させなければならない。銀行は「NRA」の付記作業を終えるまでの間は、域外機関の支払指図の取引脚注欄中に「NRA PAYMENT」と明記しなければならない。

(二) 銀行は、域外機関人民元銀行決済口座の開設・閉鎖情報、基本情報の変更、残高情報、及び域外主体との間の資金振替に関する情報を、遅滞なく人民元クロスボーダー収支情報管理システ

<p>行、国家外汇管理局建立境外机构人民币银行结算账户信息共享机制。</p> <p>(三) 通过境外机构账户与境外、境内之间发生的人民币资金收支，以及由此产生的账户余额变动，均应当按照有关规定办理国际收支统计申报。</p> <p>(四) 境内银行办理境外机构人民币银行结算账户项下购汇业务时，应当按照有关规定报送结售汇和头寸统计相关信息。</p> <p>(五) 在相关法规明确之前，境外机构人民币银行结算账户资金余额暂不纳入现行外债管理。</p> <p>(六) 银行应当采取合理措施了解境外机构客户及其实际控制人，并依据境外机构客户的风险程度采取相应的反洗钱、反恐怖融资措施。跨境人民币大额资金交易报告参照《金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法》(中国人民银行令〔2006〕第2号发布)的大额跨境交易标准。</p> <p>六、本通知自发布之日起施行。此前有关规定，与本通知不一致的，以本通知为准。</p> <p>附件：</p> <ol style="list-style-type: none">1. 银行业金融机构对境外机构开立人民币银行结算账户的合法性审核书面声明2. 世界各国和地区名称及代码 <p>中国人民银行</p>	<p>ムに報告しなければならない。中国人民銀行、国家外貨管理局は域外機関の人民元銀行決済口座情報の共有体制を構築する。</p> <p>(三) 域外機関の口座と域外、域内との間で発生する人民元資金収支、及びそれに伴い生じた口座残高の変動は、関連規定に基づき国際収支統計報告の手続を行わなければならない。</p> <p>(四) 域内銀行が域外機関の人民元銀行決済口座の外貨転業務を取扱う場合には、関連規定に基づき、外貨転・人民元転及びポジション統計関連情報を報告しなければならない。</p> <p>(五) 関連法規が明確になるまでは、域外機関の人民元銀行決済口座の残高は、暫定的に現行の外債管理に組み入れない。</p> <p>(六) 銀行は合理的な措置により、域外機関の顧客及びその実質支配者について把握すると共に、且つ域外機関の顧客のリスクの程度に応じ、相応するアンチマネーロンダリング、アンチ金融テロ対策を講じなければならない。クロスボーダー人民元の大口資金取引報告については、『金融機関の大口取引及び疑わしい取引に関する報告・管理方法』(中国人民銀行令(2006)第2号公布)の大口クロスボーダー取引基準を参照する。</p> <p>六、本通知は公布日より施行する。それ以前の関連規定と本通知とが一致しない場合は、本通知を準用することとする。</p> <p>添付：</p> <ol style="list-style-type: none">1. 銀行業金融機関による域外機関の人民元銀行決済口座開設の合法性に対する審査の書面声明2. 世界各国及び地域の名称及びコード <p>中国人民銀行</p>
---	---

二〇一二年七月二十六日

二〇一二年七月二十六日

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255